

池田市既存民間建築物耐震診断・耐震設計・耐震改修補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、建築物の耐震化を促進するため、本市に存する建築物（国、都道府県及び市町村が所有する建築物を除く。以下「民間建築物」という。）の耐震診断、耐震設計改修を実施する民間建築物の所有者に対して、池田市既存民間建築物耐震診断・耐震設計改修補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて必要な事項を定め、もって地震による市内の人的又は物的な被害の軽減を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第2条第1号に規定する建築物のうち、一戸建ての住宅又は長屋の用に供するもの（事務所、店舗その他これらに類するものの用途を兼ねる場合にあっては、延べ面積の2分の1以上を居住の用に供するものに限る。）をいう。
- (2) 木造住宅 前号に規定する住宅で、その構造が木造であるものをいう。
- (3) 耐震診断 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「耐促法」という。）第4条第2項第3号に規定する技術上の指針に基づき行う診断をいい、木造住宅の耐震診断にあっては、一般財団法人日本建築防災協会「2012年改訂版木造住宅の耐震診断と補強方法」に基づく「一般診断法」又は「精密診断法（時刻暦応答計算による方法を除く。）」その他市長が適当と認める方法で行う、民間建築物の地震に対する安全性を評価する行為をいい、耐震診断技術者が行うものをいう。
- (4) 予備診断 耐震診断に要する費用の見積りを行う等の目的で、予備的に耐震診断対象建築物や設計図書等の概要の確認を行う現地調査等をいう。
- (5) 耐震診断技術者 次のいずれかに該当する建築技術者をいう。
 - ア 一般財団法人日本建築防災協会が主催する「木造耐震診断資格者講習」を受講し、受講修了証明書の交付を受けた者
 - イ 公益社団法人大阪府建築士会が主催する「既存木造住宅の耐震診断・改修講習会」を原則平成24年度以降に受講し、かつ、受講修了者名簿に登録されている者
 - ウ 一般財団法人日本建築防災協会が主催する「木造住宅の耐震改修技術者講習会」を受講し、耐震改修技術者講習会受講修了証の交付を受けた者
- (6) 耐震改修技術者 前号イ及びウに掲げる者又はそれと同等以上の技術を有する者として市長が認める者をいう。
- (7) 耐震改修計画 耐震改修技術者が作成した耐震改修に係る計画で耐震診断結果

の数値が1.0（第3号に規定する市長が適当と認める方法による場合にあっては、当該数値に相当する評点をいう。この号において同じ。）未満の木造住宅について、耐震改修工事後の数値を1.0以上まで高めるための計画（当該計画に基づく耐震改修工事の見積りを含む。）

(8) 耐震設計 耐震改修技術者が耐震改修計画を作成することをいう。

(9) 耐震改修工事 耐震改修技術者の管理のもと、耐震改修計画に基づいて行う工事をいう。

（補助対象建築物）

第3条 補助の対象となる民間建築物（以下「補助対象建築物」という。）は、法の規定に適合し、次の各号のいずれの要件にも該当する建築物（この要綱に基づき既に補助金の交付を受けた建築物を除く。）とする。

(1) 原則として、法第6条第1項の規定による建築主事の確認を受けて建築されたものであること。

(2) 住宅（現に人が居住しているもの又は、これから人が居住しようとするもの）であること。

(3) 第5条第1項第2号及び第3号に規定する制度により補助を受ける場合は、原則として、昭和56年5月31日以前に法第6条第1項の規定による建築主事の確認を受けて建築された、地階を除く階数が2以下の木造住宅で評点が1.0未満であること。

（補助対象者）

第4条 補助の対象となる者は、補助対象建築物の所有者（次条第1項第2号及び第3号に規定する制度により補助を受ける場合は、当該所有者の年間取得が1200万円以下の者に限る。）であって、市税を滞納していないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、過去に次条第1項第2号の規定に基づく補助を受けた者は、補助の対象外とする。

（補助事業及び補助対象経費）

第5条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、前条に規定する補助対象者が次の各号のいずれかの制度により補助対象建築物に実施する耐震診断、耐震設計又は耐震改修とする。

(1) 木造住宅耐震診断補助制度 昭和56年5月31日以前に法第6条第1項の規定による建築主事の確認を受けて建築された木造住宅の耐震診断及び予備診断に要する費用（補修費、修繕費を除く。以下「耐震診断費用」という。）に対する補助を行うもの。

(2) 木造住宅耐震設計補助制度 木造住宅の耐震設計に要する費用（以下「耐震設計費用」という。）に対する補助を行うもの。

(3) 木造住宅耐震改修補助制度 木造住宅の耐震改修工事に要する費用（以下「耐震改修費用」という。）に対する補助を行うもの。

- 2 補助の対象となる経費は、耐震診断費用、耐震設計費用及び耐震改修費用とする。
ただし、補助の対象となる経費に消費税及び地方消費税が含まれる場合にあっては、消費税仕入控除税額を控除するものとする。

(補助内容)

第6条 補助金の額は、予算の範囲内において、次に掲げる額とする。ただし、1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

- (1) 木造住宅耐震診断補助制度 1戸当たり50,000円又は1㎡当たり1,100円として算定した額のいずれか少ない額を限度とする耐震診断費用の額とする。
(2) 木造住宅耐震設計補助制度 1戸当たり（長屋にあっては1棟当たり）100,000円を限度とする耐震設計費用の10分の7に相当する額とする。
(3) 木造住宅耐震改修補助制度 1戸当たり（長屋にあっては1棟当たり）400,000円を限度とする耐震改修費用の2分の1に相当する額とする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、耐震診断、耐震設計又は耐震改修に着手する前に、池田市既存民間建築物耐震診断・耐震設計・耐震改修補助金交付申請書（様式第1号）に別表第1の左欄に掲げる補助制度に応じて同表右欄に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定及び通知)

第8条 市長は、前条の規定による申請（以下「補助金交付申請」という。）があったときは、当該申請の内容を審査し、必要に応じて現地調査を行い、適当と認めたものについて補助金の交付を決定し、池田市既存民間建築物耐震診断・耐震設計・耐震改修補助金交付決定通知書（様式第3号）により、当該補助金の交付を申請した者（以下「申請者」という。）に通知するものとする。この場合において、市長は、当該補助金の交付について条件を付することができる。

- 2 市長は、前項に規定する審査の結果、補助金を交付しないことを決定したときは、池田市既存民間建築物耐震診断・耐震設計・耐震改修補助金不交付決定通知書（様式第4号）により当該申請者に通知するものとする。

(耐震診断・耐震設計・耐震改修の着手)

第9条 前条第1項の規定により補助金の交付の決定の通知を受けた者（以下「補助決定者」という。）は、当該通知を受け取った日から原則として、耐震診断又は耐震設計にあっては30日以内に、耐震改修にあっては90日以内に着手するものとし、着手したときは直ちに池田市既存民間建築物耐震診断・耐震設計・耐震改修着手届（様式第5号）を市長に届け出なければならない。

(補助金の交付決定の取下げ)

第10条 補助決定者は、補助事業が完了するまでに（耐震改修にあっては第8条第1項の規定による通知を受け取った日から10日以内に限る。）補助金の交付の決定を取り下げることができる。

- 2 補助金の交付の決定を取り下げようとする者は、池田市既存民間建築物耐震診断・耐震設計・耐震改修補助金取下届（様式第6号）を市長に届け出なければならない。
- 3 第1項の規定による補助金の交付の決定の取下げがあったときは、第8条第1項に規定する補助金の交付の決定がなかったものとみなす。

（耐震診断・耐震設計・耐震改修の変更）

第11条 補助決定者は、第7条の規定による申請の内容を変更しようとするときは、速やかに池田市既存民間建築物耐震診断・耐震設計・耐震改修補助金交付申請内容変更承認申請書（様式第7号）を市長に提出し、市長の承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更であって、補助事業の目的及び補助金の額に変更がないものについては、この限りでない。

- 2 市長は、前項に規定する申請があったときは、当該申請の内容を審査し、適当と認めたときは、池田市既存民間建築物耐震診断・耐震設計・耐震改修補助金交付決定変更承認通知書（様式第8号）により、補助決定者に通知するものとする。

（耐震診断・耐震設計の完了報告）

第12条 補助決定者は、耐震診断又は耐震設計の完了後30日以内に、池田市既存民間建築物耐震診断・耐震設計完了報告書（様式第9号。以下「完了報告書」という。）に別表第2の左欄に掲げる補助制度に応じて同表右欄に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（耐震改修の中止）

第13条 補助決定者は、事情により耐震改修を中止しようとするときは、速やかに池田市既存民間建築物耐震改修補助金交付中止届（様式第10号）を市長に提出しなければならない。この場合において、それまでに要した経費は、自己負担とする。

- 2 前項の規定による届出があったときは、第8条第1項に定める補助金の交付の決定は、取り消されたものとみなす。

（中間検査）

第14条 補助決定者は、耐震改修工事に係る主な耐震補強箇所（内部及び接合部を含む。）が目視できる時期（以下「中間工程」という。）に池田市既存民間建築物耐震改修工事中間検査申請書（様式第11号）に市長が必要と認める書類を添えて、市長に申請しなければならない。

（完了検査）

第15条 補助決定者は、耐震改修工事完了後、池田市既存民間建築物耐震改修工事完了検査申請書（様式第12号。以下「完了検査申請書」という。）に別表第2に掲げる書類のうち、市長が必要と認める書類を添えて、市長に申請しなければならない。

（補助金の額の確定）

第16条 市長は、第12条の規定による完了報告書又は前条の規定による完了検査申請書の提出があったときは、当該完了報告書又は完了検査申請書の内容を審査し、当該事業が適正に行われたと認めるときは、補助金の額を確定し、池田市既存民間建築

物耐震診断・耐震設計・耐震改修補助金交付額確定通知書（様式第13号）により速やかに補助決定者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第17条 補助決定者は、前条の規定による補助金の額の確定の通知を受けたときは、池田市既存民間建築物耐震診断・耐震設計・耐震改修補助金請求書（様式第14号）により補助金の交付を市長に請求するものとする。この場合において、請求した補助金の受領を耐震診断を行った技術者が所属する建築士事務所等、耐震設計を行った技術者が所属する建築士事務所等又は耐震改修工事を行った建設業者（以下、「耐震事業者」という。）に委任する場合（以下、「代理受領」という。）は、市長に提出する請求書に池田市既存民間建築物耐震診断・耐震設計・耐震改修補助金の代理受領に係る委任状（様式第15号）（耐震診断、耐震設計又は耐震改修工事を異なる耐震事業者が行う場合にあっては、それぞれの補助事業の代理受領に係る委任状）を添付しなければならない。

（補助金の交付）

第18条 市長は、前条の規定による補助金の交付の請求があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、当該請求者（代理受領の場合は当該耐震事業者）に対し補助金を交付するものとする。

（決定の取消し）

第19条 市長は、補助決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき、又は受けようとしたとき。
- (2) 補助金を交付の目的以外に使用したとき。
- (3) 補助金の交付の決定に付した条件に違反したとき。
- (4) この要綱の規定又は当該要綱に基づく指示に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、池田市既存民間建築物耐震診断・耐震設計・耐震改修補助金交付決定取消通知書（様式第16号）により補助決定者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第20条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る補助金を既に交付しているときは、池田市既存民間建築物耐震診断・耐震設計・耐震改修補助金返還命令書（様式第17号）により、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

（補助決定者に対する指導）

第21条 市長は、補助決定者に対して、建築物の地震に対する安全性の向上を図るために必要な指導又は助言をすることができる。

（雑則）

第 2 2 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が定める。

別表第 1 （第 7 条関係）

補助金交付申請時添付書類

補助制度名	添付書類
木造住宅耐震診断補助制度	(1) 補助対象建築物の築年次、構造等がわかる書類
	(2) 耐震診断費用の見積書の写し
	(3) 耐震診断技術者であることの証明書の写し
	(4) 同意書（様式第 2 号）
	(5) その他市長が必要と認める書類
木造住宅耐震設計補助制度	(1) 補助対象建築物の築年次、構造等がわかる書類
	(2) 補助対象建築物の耐震診断結果報告書
	(3) 補助対象建築物の写真
	(4) 耐震設計費用の見積書の写し
	(5) 耐震改修技術者であることの証明書の写し
	(6) 同意書（様式第 2 号）
	(7) 申請者の所得がわかる書類
	(8) その他市長が必要と認める書類
木造住宅耐震改修補助制度	(1) 補助対象建築物の築年次、構造等がわかる書類
	(2) 補助対象建築物の耐震診断結果報告書
	(3) 補助対象建築物の写真
	(4) 耐震改修工事の見積書の写し
	(5) 耐震改修工事計画書 ・位置図、平面図 ・補強計画図（補強箇所、方法を示した図） ・補強後の評点を示す図書
	(6) 耐震改修技術者であることの証明書の写し
	(7) 同意書（様式第 2 号）
	(8) 申請者の所得がわかる書類
	(9) その他市長が必要と認める書類

別表第 2 （第 1 2 条及び第 1 5 条関係）

完了報告書又は完了検査申請書提出時添付書類

補助制度名	添付書類
木造住宅耐震診断補助制度	(1) 耐震診断結果報告書
	(2) 耐震診断費用支払いの領収書の写し

	(3) その他市長が必要と認める書類
木造住宅耐震設計補助制度	(1) 耐震改修工事計画書 ・位置図、平面図 ・補強計画図（補強箇所、方法を示した図） ・補強後の評点を示す図書
	(2) 耐震改修工事見積書
	(3) 耐震設計費用支払いの請求書（明細のわかるもの）の写し
	(4) 耐震設計費用支払いの領収書の写し
	(5) その他市長が必要と認める書類
木造住宅耐震改修補助制度	(1) 耐震改修工事写真（各部位ごとに工事が適切に施工されたことがわかるもの）
	(2) 耐震改修工事費用支払いの請求書と領収書の写し
	(3) その他市長が必要と認める書類

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から実施する。